

社会福祉援助技術現場実習

~20◆

科目コード●CP5901

担当教員●阿部一彦・高橋誠一・田中治和・三浦剛・山川敏久
君島昌志・中里仁・佐藤哲夫・佐々木裕彦
川口正義・竹之内章代・佐藤博彦ほか多数

4単位

実習科目

4年

※平成20年度以前入学者に対して開設されている科目です。平成21年度以降に入学した方は、履修することはできません。

※今後の実習受け入れ状況などにより、ここに記載の内容・日程を変更する場合があります。『実習の手引き』や『With』でご案内します。

科目の内容

指定施設において、24日間以上かつ180時間以上の現場実習を行うものです。

実習を通し、社会福祉士としての価値や倫理、技術を十分にご自分のものとしていくことが望まれます。

詳細は『社会福祉援助技術実習 課題ノート』に記載の内容と実習係から配付される書類、ならびに前年度の次年度実習ガイダンス、および事前指導スクーリング時に指示されます。

到達目標

- 1) 社会福祉士、社会福祉専門職として求められる価値・倫理観および基本的態度を実習を通して示すことができる。
- 2) 実習機関、施設における相談援助実習を通して、相談援助に関する知識と技術を体験的に理解し、実習指導者の指導のもと、実践することができる。
- 3) 社会福祉士、社会福祉専門職として求められる自己の課題を実習体験を通じて分析し、今後の課題を明確に述べることができる。

到達目標の具体的内容は以下の通りである

- ①利用者および実習指導者などの関係者との円滑な人間関係の形成ができる。
- ②利用者やその家族などとの援助関係の形成ができる。
- ③利用者のニーズの把握（アセスメント）及び支援計画の作成ができる。
- ④生活場面面接、生活支援などの直接的技術の実践ができる。
- ⑤実習記録を用いての実践の評価ができる。
- ⑥権利擁護、チームアプローチ、事業の運営管理、地域社会への働きかけなどの技術

を体験したり、実践できる。

- ⑦社会福祉士、社会福祉専門職としての職業倫理、責任と役割について述べるができる。

教科書

「社会福祉援助技術現場実習指導」に同じ。

アドバイス

実習計画案作成にあたっては、健康管理を含め無理のない日程になるよう十分配慮してください。主体的に取り組んでください。また、教科書は必ず熟読してください。実習に関する「課題学習」の内容や流れの詳細は実習係から配付される書類の指示に従ってください。

実習日数・時期・対象施設

◆実習日数

24日間以上かつ180時間以上（1日8時間程度（休憩時間を含まない））。

- ※ 実習の分割：4分割まで可能（同一年度、同一実習先にて、1回5日間以上で。大学および実習先の許可が必要。学習効果の観点から鑑みると2回までの分割を推奨）。

◆実習時期

前年9/15申込で実習の受講が認められた方→6月第4週～12/25

※ 9月末卒業希望者：6月第4週～8月第2週

（実習申込から卒業までの流れ）

- (1) 9/1～9/15に実習申込 → (2) 4月～6月に事前指導受講 → (3) 6月第4週～12/25の期間に実習（9月末卒業希望者は6月第4週～8月第2週） → (4) 9月～12月に事後指導受講（9月卒業希望者は8月末または9月上旬に仙台で受講） → (5) 卒業

◆実習対象施設

・『学習の手引き』3章に記載の法令で定められた施設。

※ただし、対象施設・事業であっても法令要件等により実習が認められない場合があります。

◆現場実習 申込方法・受理条件

申込締切日（9/15）までに申込書類（「社会福祉援助技術実習希望届」など）を提出。

申込受理判定日（10/31or11/30or12/20or1/31）までに受理条件を達成。

※申込方法および受理条件の詳細は、『学習の手引き』または「演習Ⅰ」スクーリングで配付の『社会福祉援助技術実習の手引き（第1分冊）』を参照。

※受理条件は、変更になる場合があります。実習申込年以外に「演習Ⅰ」を受講した場合、最新の条件を『With』などでの案内によりご確認ください。

単位認定

本学の担当教員が総合的に評価し合格点に達した場合に単位が認定されます。原則として、「社会福祉援助技術現場実習指導」スクーリング結果通知と一しょに、事後指導スクーリング受講から1カ月程度で書面で通知します。

実習費

実習費（80,000円）と、事前指導①②スクーリング受講料（15,000円）は5/10まで、事後指導スクーリング受講料（10,000円）は8月末（8・9月受講）または11月中旬（他日程受講）までにそれぞれ納入依頼書にてコンビニエンス・ストアで納入してください。一旦納入した実習費は、返金できませんのでご注意ください。

実習費には、実習保険加入費、実習委託費、実習巡回費、帰校指導費、諸手続き費などが含まれています。実習先が委託費の受取を辞退した場合でも、その部分を実習生に返金することはできません。

巡回指導・帰校指導について

『レポート課題集 A（社福・精保指定科目編）』の「巡回指導・帰校指導について」参照。

帰校指導日の開講要領

『レポート課題集 A（社福・精保指定科目編）』の「帰校指導日の開講要領」参照。

インフルエンザ、はしかなどの感染症対策について

『社会福祉援助技術実習の手引き（第1分冊）』（「体験学習・次年度実習ガイダンス」受講時に配付）参照。